

令和6年度 外国人向けひょうごの企業魅力発信フェア及びひょうごのジョブフェア・プレイベント
運営事業委託先企画提案募集要項

兵庫県では、大学低学年から県内企業を知ってもらうため、主に大学1、2年生の外国人留学生を対象として県内企業の魅力を伝えるフェアを開催します。また、ベトナム現地で学ぶ外国人大学生等に対して兵庫県内企業を知ってもらうため、令和7年度に開催を予定している「ひょうごのジョブフェア」のプレイベントを実施し、現地学生へのPRを行います。

実施にあたっては、民間事業者の自由な発想と企画を取り入れ、効率的かつ効果的な運営を確保するため、企画提案コンペを実施することとし、受託希望事業者を募集します。

1 業務の内容

(1) 外国人向けひょうごの企業魅力発信フェア運営業務

項目	内容
事業の趣旨	大学低学年から県内企業を知ってもらうため、主に大学1、2年生の外国人留学生を対象として県内企業の魅力を伝えるフェアを開催する。
業務内容	別紙「令和6年度 外国人向けひょうごの企業魅力発信フェア及びひょうごのジョブフェア・プレイベント運営事業委託仕様書」のとおり
説明会の日程	令和7年2月
説明会の場所	大阪市内で、外国人留学生等の利便性を考慮した場所
参加企業数（規模）	兵庫県に本社等を置く県内中小企業30社
説明会参加者数（目標）	関西圏大学等に通う、日本語能力試験N1、N2の認定を受けている※外国人留学生（全学年及び3年以内既卒者可）、200名。 ※ 在学中または入社までにN1、N2の認定を受ける予定を含む。
委託期間	委託契約締結の日～令和7年3月31日
提案募集のポイント	以下の提案について、重点的に審査を行う。 ① 県外の大学等に在籍している外国人留学生等への事業周知方法（広報媒体、外国人留学生等へのアプローチ、実績など） ② 説明会当日の運営方法 （開催時期を踏まえた実施方法の工夫、会場レイアウト、プログラム、参加者の誘導など）

(2) ひょうごのジョブフェア・プレイベント運営業務

項目	内容
事業の趣旨	ベトナム現地で学ぶ外国人大学生等に対して兵庫県内企業を知ってもらうため、令和7年度に開催を予定している「外国人採用ジョブフェア」のプレイベントを実施し、現地学生へのPRを行う。
業務内容	別紙「令和6年度外国人向けひょうごの企業魅力発信フェア及びひょうごのジョブフェア・プレイベント運営事業委託仕様書」のとおり
説明会の日程	令和7年2月
説明会の場所	<ul style="list-style-type: none"> ・企業側 大阪市内（ひょうごの企業魅力発信フェアと同一の会場とする） ・求職者側 ①ホーチミン市工科大学内の教室または講堂等 ②WEB会場（①の会場に参加できなかった者） ※ベトナムと日本会場をオンラインで繋ぐ形とする。
参加企業数（規模）	兵庫県に本社等を置く県内中小企業15社 （同日開催予定のひょうごの企業魅力発信フェア出展の30社からを中心に選定予定）
説明会参加者数（目標）	ホーチミン市工科大学の理工系学生3年生を中心に50名。
委託期間	委託契約締結の日～令和7年3月31日
提案募集のポイント	<p>以下の提案について、重点的に審査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ベトナムの学生等への事業周知方法（広報媒体、大学等関係機関へのアプローチ、実績など） ② 説明会当日の運営方法 （開催時期を踏まえた実施方法の工夫、会場レイアウト、プログラム、参加者の誘導、開催後の学生・企業との情報交換ができるような誘導など）

(3) ベトナム渡航

項目	内容
事業の趣旨	ひょうごのジョブフェア・プレイベント開催前に県職員がベトナム現地の関係団体や企業の声を聞き、イベントに反映させるなど事前調整を実施する。また、イベント開催当日、イベントの挨拶等を行う職員と随行者がベトナム現地でイベントに参加する。
業務内容	別紙「令和6年度外国人向けひょうごの企業魅力発信フェア及びひょうごのジョブフェア・プレイベント運営事業委託仕様書」のとおり
日程	<ul style="list-style-type: none"> ①1回目：令和6年11月27日～29日の3日間 ②2回目：令和7年2月10日～12日の3日間
渡航先	ベトナム社会主義共和国 ホーチミン市
渡航者数	3名
委託期間	委託契約締結の日～令和7年3月31日

2 委託金額（上限）

15,400,000 円（消費税及び地方消費税含む）

3 応募要領

（1）応募資格

次に掲げる要件を満たす者とする。

- ① 事業を適切に遂行するに足る能力（※）を有する法人であること。
- ② 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- ④ 兵庫県における請負及び委託契約の業務について、契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑥ 提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可又は指定、登録を受けていること。
- ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- ⑧ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制する下にある者でないこと。
- ⑨ 国、県又は市町からの出資、出えんを受けている団体でないこと。
- ⑩ 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

※「事業を適切に遂行するに足る能力を有する」とは、個々に判断することになるが、少なくとも以下の要件を満たしていること。

- ・委託契約前から常時雇用者がいること。
- ・総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
- ・労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労務関係帳簿類を整備していること。
- ・社会保険、雇用保険、労災保険等について、法令に基づき、適正に手続きがなされていること。
- ・その他、事業の実施にあたり、県との打合せ等に適切に対応できる体制が整っていること。

（2）審査について

① 審査方法

県労政福祉課を事務局とする審査会において、提出された企画提案書等の内容を評価し、審査員の評価点数が最も高い応募事業者を契約受託者として選定する。

② 審査基準

「事業の遂行能力」（業務執行体制、事業運営実績）

「事業広報体制」（周知方法の効果、広報媒体の妥当性、広報経費の妥当性）

「実施運営体制」（開催時期と会場、スケジュール、プログラム・構成・会場レイアウト、人員体制）
を中心に審査を行う。

なお、従来の実施手法にとらわれない柔軟な発想を期待する。

③ その他

- ・審査結果は、応募者全員に対して文書で通知する。

・受託先候補として選定された者は、県と業務委託契約を締結する。契約内容は提案内容を基本とするが、審査会の審査を踏まえた協議を行った上で、提案内容の一部修正を求める場合がある。

(3) 提出様式等

- ① 企画提案申込書（様式1）
- ② 事業計画書（様式2）
- ③ 事業実施に必要な許認可等を証する書類（提案内容による）
- ④ 県税（県内に事業所を有する事業者に限る）、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類（下記ア、イ）

※提出の日において発行から3か月以内のもの

※県の入札参加資格を有している場合は不要

ア 県税に滞納のない証明

「納税証明書（3）」（兵庫県内の県税事務所が発行）

※公益財団法人又は県内に事務所・事業所を有しない事業者で本県での課税実績がない場合は、納税証明書（3）の添付に代えて誓約書（別添様式）を提出すること。

イ 消費税又は地方消費税に滞納のない証明

「納税証明書 その3の3」（本店所在地を所管する税務署が発行）

- ⑤ その他、県から個別に提出を求められた書類

※ 様式類は、県ホームページからダウンロードできる。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr05/r6/gaikokujin-kikaku.html>

(4) 企画書等提出期限

令和6年10月1日（火）17:00 必着（持参または郵送）

上記（3）で定められた様式を提出のこと（正本1部 副本6部）

持参の場合の受付時間は、土・日を除く9:00～12:00 及び 13:00～17:00

(5) 企画提案申込書等提出・連絡先

兵庫県産業労働部労政福祉課雇用就労班雇用推進担当

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL 078-362-9168

FAX 078-362-3392

E-mail rouseifukushika@pref.hyogo.lg.jp

(6) 契約条件

- ① 契約形態

委託契約とする。

- ② 契約限度額（消費税及び地方消費税含む）

15,400,000円

- ③ 契約保証金

兵庫県財務規則第100条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、以

下の場合は全部又は一部を免除する。

- ・ 保険会社と履行保証保険契約を締結し、その保険証券原本を県に提出する場合
- ・ 過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

④ 委託費の支払条件

原則、実績確認に基づく精算払いとする。

⑤ 委託金額の変更

事情の変化等により、委託契約の内容どおりの事業執行ができない場合は、県との協議の上で、事業計画を見直し、変更契約の締結を求める場合がある。それに伴い、契約金額を変更する場合があるので留意すること。

⑥ 業務の適正な実施に関する事項

- ・ 受託者は、受託者が行う委託業務については、一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることができない。ただし、委託業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、委託業務の一部を再委託することができる。
- ・ 受託者が本委託業務を行うにあたって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に管理すること。

4 スケジュール

(1) 公募要領の交付開始	令和6年9月10日（火）
(2) 企画提案書・見積書の提出期限	令和6年9月20日（金）17時まで
(3) 事業者選定審査会	令和6年9月23日（月）～27日（金）（予定）
(4) 選定結果通知及び結果の公表	令和6年9月27日（金）～30日（月）（予定）
(5) 契約締結・業務開始	令和6年9月27日（金）～30日（月）（予定）